　　年　　組　　　　　　　　　　　さん

【上伊那版】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

保護者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　駒ヶ根市教育委員会

　　　　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）治癒報告書

　お子様がインフルエンザに罹患したことから、病気の悪化と他の児童生徒への感染拡大を防ぐため、「**発症した後5日間を経過し、かつ、解熱後2日（園児では3日）を経過するまで**」の間、出席停止の措置を指示します。この間は家庭で安静を保ち、症状がなくなるまでしっかり治してから登校させてください。

　発症日については、咳・鼻汁・発熱等の感冒症状が出現した日となりますが、咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、発熱をもって発症としてください。

また、登校の際は以下の治癒報告書を保護者の方が記入して、学校に提出してください。学校保健安全法の規定により登校停止となったこの間は、欠席の扱いとはなりません。

【**登校・登園停止期間例**】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
| 発症 | 発症後5日間は登校できません |  |  |  |  |  |  |  |
| 例１ | 〃 | 解熱 | 1日目 | 2日目 |  |  | 登校  登園可 |  |  |
| 例２ | 〃 |  | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 登校  登園可 |  |  |
| 例３ | 〃 |  |  | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 登校可 | 登園可 |  |
| 例４ | 〃 |  |  |  | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 登校可 | 登園可 |

　　※発症後何日目に解熱したかによって登校（登園）できる日が決まりますので、上表を参考にご覧ください。

きりとりせん

令和　　年　　月　　日

学校長様

インフルエンザ治癒報告書

　　　　　　　学校　　年　　組　　番　児童氏名

　　　保護者名

|  |  |
| --- | --- |
| 受診医療機関名 | （受診日）　　月　　　日（　　） |
| 診断名（〇印） | Ａ型　　・　　Ｂ型　　・　　疑い |
| 発症日 | 月　　　　日（　　） |
| 解熱日 | 月　　　　日（　　） |
| 登校日 | 月　　　　日（　　　） |
| 学校を休んだ期間 | 月　　日（　　）　～　　月　　日（　　） |